

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(廃棄物処理施設等)</p> <p>第2条 条例第2条第8号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業を行う者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）（廃棄物処理法第15条の4の2第1項、第15条の4の3第1項及び第15条の4の4第1項の認定を受けた者を除く。）が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替えのための保管施設（以下「積替保管施設」という。）を含む。）であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可を要しないもの（以下「その他処理施設」という。）</p>	<p>(廃棄物処理施設等)</p> <p>第2条 条例第2条第8号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業を行う者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）（廃棄物処理法第15条の4の2第1項、第15条の4の3第1項及び第15条の4の4第1項並びに<u>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）第11条第1項、第16条第1項及び第20条第1項</u>の認定を受けた者を除く。）が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替えのための保管施設（以下「積替保管施設」という。）を含む。）であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可を要しないもの（以下「その他処理施設」という。）</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。